



平成26年11月26日

各 位

会社名 CYBERDYNE株式会社
代表者名 代表取締役社長 山海 嘉之
(コード番号：7779 東証マザーズ)
問合せ先 取締役コーポレート 宇賀 伸二
部 門 責 任 者
(電話 029-869-9981)

海外募集による新株式発行及び転換社債型新株予約権付社債発行に関するお知らせ

当社は、平成26年11月26日付当社取締役会において、海外募集による新株式発行及び2017年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」といいます。）発行（以下新株式発行と併せて「本海外募集」といいます。）に関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

【本海外募集の背景】

当社は、当社社長であり筑波大学教授である山海嘉之が創出したサイバニクス技術を駆使して、社会が直面する様々な課題を解決するために設立されました。現在、先進各国は超高齢社会に直面しておりますが、そこには未開拓領域である医療・介護福祉・生活支援における新産業創出の機会として、産業用ロボットが成し遂げた生産現場における革命と同様のパラダイムシフトが起こる可能性があります。当社は、このような背景のもと、ロボットスーツHAL®を中心に、医療・介護福祉、重作業支援分野での新産業創出を実現し、「人支援産業分野での事業展開を通して新しい世界産業を創出すること」を目標としております。

当社の主要製品であるロボットスーツHAL®は、平成25年6月にEU域内においてロボット治療機器として世界で初めて医療機器認証を取得いたしました。現在は公的労災保険の適用が認められたドイツを中心にロボットスーツHAL®による治療サービス提供を行っており、今後欧州各国においても各種保険収載のプロセスを順次進める予定です。また、米国においては平成26年11月にFDA（アメリカ食品医薬品局）への医療機器承認の最終申請書類を提出したほか、日本においても医療機器承認の申請準備を進めております。

このような中、当社は、当社グループの革新的な医療機器や医療技術に関する欧州・北米・日本における国際臨床及び国際認証のプロセスを加速するとともに、グローバルなネットワークの構築、国内で

本報道発表文は、当社の新株式発行及び転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同株式及び同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同株式及び同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同株式及び同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同株式及び同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同株式及び同社債の募集又は販売は行われません。

の量産体制の拡充、及び先進的な技術や人材の獲得を図ることにより、当社グループの競争優位性をより一層強固なものとするため、本海外募集を決議いたしました。当社は、本海外募集によって、中長期的な成長の基盤を確立し、更なる事業展開を加速させることにより、株主をはじめとするステークホルダーの皆様にもたらされる利益の最大化に努める方針であります。

【本海外募集の特徴】

- 株式と転換社債型新株予約権付社債の併用

財務体質を強固なものにし、戦略的な投資を行うために必要な規模の資金調達を実施する一方、その一部を株式ではなく転換社債型新株予約権付社債とすることにより、大規模な株式の希薄化が短期的に生じることによる影響の抑制を企図しております。なお、株式と転換社債型新株予約権付社債の発行条件は、その決定に際し互いに影響を与えうるため、同日に決定される予定です。

- 短期間での条件決定を企図した海外募集

マーケティング期間が長期化することによる株価変動リスクを低減するため、国内募集に比べて短いマーケティング期間での執行が可能な海外募集を選択いたしました。

- 株式への転換促進を企図した仕組みの導入

下記「②海外募集による転換社債型新株予約権付社債発行」6(4)(ハ)に記載の通り、本新株予約権付社債の払込期日の1年後における当社の市場株価（一定の算式に基づき計算される）が転換価額を下回る場合には、転換価額が当該価額に修正されます。なお、転換価額の修正時期については、ロボットスーツHAL[®]の医療機器承認の取得状況とそれによる事業の進展状況等が一定程度明らかになると見込まれる時期等も考慮し、1年後に設定しております。

また、同7(4)(イ)に記載の通り、株価が一定期間にわたり転換価額の一定割合を上回る場合において、一定の条件の下、当社の選択による額面金額での繰上償還を可能とすることで株式への転換を促進することが可能です。

これらの仕組みの導入により、株式への転換の蓋然性を一定程度高めることで、将来的に株主資本の増強を図ることを企図しております。

- エスクロー契約の締結

本新株予約権付社債の額面総額200億円について、当社は、本新株予約権付社債に係る受託会社であるDB Trustees (Hong Kong) Limited及びエスクローエージェントであるドイツ銀行東京支店との間でエスクロー契約を締結する予定です。本エスクロー契約に基づき、本新株予約権付社債の額面総額200億円は、払込みと同時にエスクローエージェントに開設する当社のエスクロー口座に保管され、以下の条件を満たした場合に限り、引き出しが可能となります。すなわち、当社の主力製品であるロボットスーツHAL[®]医療用について、(i)米国食品医薬品局(FDA: Food and Drug Administration)による医療機器承認を取得した場合、又は、(ii)日本国内における厚生労働大臣による薬事法に基づく医療機器製造販売承認を取得した場合に、当社は、その時点でエスクロー口座に保管されている本新株予約権付社債の額面総額の全額を引き出すことが可能となります。なお、本新株予約権付社債が株式に転換された場合には、上記条件を充足していない場合でも、当該本新株予約権付社債の額面に相当する金額について当社は引き出すことが可能となります。

本契約により、一定の条件を満たすまでは調達資金の一部を活用することはできないこととな

本報道発表文は、当社の新株式発行及び転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同株式及び同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同株式及び同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同株式及び同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同株式及び同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同株式及び同社債の募集又は販売は行われません。

るものの、当社は、世界最大の医療機器市場である米国において拠点を有しておらず、FDA による医療機器承認と同時に米国事業展開を加速させるためにも、医療機器承認前の資金調達が必要であると判断しております。また、当社の事業展開の重要な節目となる米国及び日本における医療機器承認が得られるまでは、本新株予約権付社債の残存元本に相当する金額を引き出せないこととすることで、当社の事業展開が想定通りに進捗しない場合における本社債の償還に係るリスクを低減する効果が見込まれ、より有利な条件で本新株予約権付社債の発行による資金調達を実施することを企図しております。

【調達資金の使途】

本海外募集に係る手取概算額合計410億円について、3年程度以内を目途とした短期的な事業戦略投資資金として、100億円をグローバル展開へ向けた国内外拠点の基盤整備資金に、50億円を医療・介護福祉ロボットや医療機器の生産拡充資金に、また、5年程度以内を目途とした中長期的な開発戦略投資資金として、200億円を革新的な医療機器や医療技術等のサイバニクス国際先進医療開発拠点の整備資金（国家戦略特区に指定されている神奈川県川崎市殿町国際戦略拠点（キングスカイフロント）の土地を取得するために借り入れた短期借入金30億円の返済を含む。）に、残額を最先端の技術や人材の獲得を目的とした資金に順次充当する予定です。

なお、本新株予約権付社債の額面総額200億円について、上記「本海外募集の特徴」に記載の通り、エスクロー契約を締結する予定であり、本新株予約権付社債の額面金額については、一定の条件を満たすまでの間、エスクローエージェントに開設する当社のエスクロー口座に保管されます。

本報道発表文は、当社の新株式発行及び転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同株式及び同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同株式及び同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同株式及び同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同株式及び同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同株式及び同社債の募集又は販売は行われません。

記

① 海外募集による新株式発行

1. 募集株式の種類及び数

当社普通株式 7,000,000株

2. 払込金額の決定方法

日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式と同様のブックビルディング方式により、平成26年11月26日（水）（ロンドン時間。以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。

3. 増加する資本金及び資本準備金の額

増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 募集方法

欧州及びアジアを中心とする海外市場（但し、米国及びカナダを除く。）における募集とし、Deutsche Bank AG, London Branch を主幹会社兼単独ブックランナー（以下「主幹事」という。）とする引受団（以下「引受人」という。）に全株式を買取引受けさせる。

なお、募集価格（発行価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式と同様のブックビルディング方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。）を仮条件として、需要状況等を勘案したうえで、発行価格等決定日に決定する。

5. 引受人の対価

当社は、引受人に対して引受手数料は支払わず、これに代わるものとして募集価格（発行価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。

6. 払込期日

平成26年12月12日（金）

7. 申込株数単位

100株

8. 当社代表取締役及び代理人のそれぞれに対し、払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、並びに募集価格（発行価格）その他本海外募集による新株式発行に必要な一切の事項の決定を含め、必要な一切の行為をなす権限を付与する。なお、下記「②海外募集による転換社債型新株予約権付社債発行」に記載の海外募集による転換社債型新株予約権付社債発行が中止となる場合、本海外募集による新株式発行も中止する。

本報道発表文は、当社の新株式発行及び転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同株式及び同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同株式及び同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同株式及び同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同株式及び同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同株式及び同社債の募集又は販売は行われません。

② 海外募集による転換社債型新株予約権付社債発行

1. 社債の名称

CYBERDYNE株式会社2017年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債

2. 社債の払込金額

本社債の払込金額は、当社の代表取締役又は代理人が、当社取締役会の授権に基づき、投資家の需要状況及びその他の市場動向等を勘案して決定する。但し、本社債の払込金額は、本社債の額面金額の100.0%を下回ってはならない。

3. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

4. 社債の払込期日及び発行日

平成26年12月12日（金）

5. 募集に関する事項

(1) 募集方法

欧州及びアジアを中心とする海外市場（但し、米国及びカナダを除く。）における募集とし、Deutsche Bank AG, London Branch を主幹事会社兼単独ブックランナーとする引受団（以下「引受人」という。）に全株式を買取引受けさせる。

(2) 新株予約権付社債の募集価格（発行価格）

本社債の募集価格（発行価格）は、当社の代表取締役又は代理人が、当社取締役会の授権に基づき、投資家の需要状況及びその他の市場動向等を勘案して決定する。但し、本社債の募集価格（発行価格）は、本社債の額面金額の102.5%を下回ってはならない。

6. 新株予約権に関する事項

(1) 新株予約権の目的である株式の種類、内容及び数

本新株予約権の目的である株式の種類及び内容は当社普通株式（単元株式数100株）とし、その行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記6（4）記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

(2) 発行する新株予約権の総数

2,000個及び代替新株予約権付社債券（本新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行する新株予約権付社債券をいう。以下同じ。）に係る本社債の額面金額合計額を1,000万円で除した個数の合計数

(3) 新株予約権の割当日

本社債の払込期日と同日とする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

(イ) 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。

(ロ) 転換価額は、当初、当社の代表取締役又は代理人が、当社取締役会の授権に基づき、投資家

本報道発表文は、当社の新株式発行及び転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同株式及び同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同株式及び同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同株式及び同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同株式及び同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同株式及び同社債の募集又は販売は行われません。

の需要状況及びその他の市場動向等を勘案して決定する。但し、当初転換価額は、本新株予約権付社債に関して当社と上記5(1)記載の主幹会社との間で締結される引受契約書の締結日における株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値に1.0を乗じた額を下回ってはならない。一定の日における当社普通株式の「終値」とは、株式会社東京証券取引所におけるその日の当社普通株式の普通取引の終値をいう。

- (ハ) 平成27年12月11日(以下「決定日」という。)まで(当日を含む。)の30連続取引日(以下に定義する。)の終値の平均値の1円未満の端数を切り上げた金額(以下「決定日価額」という。)が、決定日に有効な転換価額を1円以上下回る場合には、転換価額は、平成27年12月21日(以下「効力発生日」という。)以降、決定日価額(但し、決定日から(当日を含まない。)効力発生日まで(当日を含む。)の間に下記(ニ)に従って行われる調整に服する。)に修正される。但し、上記の計算の結果算出される金額が下限修正価額(以下に定義する。)を下回る場合には、転換価額は下限修正価額とする。「下限修正価額」とは、決定日に有効な転換価額の85%に相当する金額(但し、決定日から(当日を含まない。)効力発生日まで(当日を含む。)の間に下記(ニ)に従って行われる調整に服する。)の1円未満の端数を切り上げた金額をいう。「取引日」とは、株式会社東京証券取引所が開設されている日をいい、終値が発表されない日を含まない。
- (ニ) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式(当社が保有するものを除く。)の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、本新株予約権付社債の要項に従い、当社普通株式の分割又は併合、一定の剰余金の配当、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されるものを含む。)の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

- (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

- (6) 新株予約権を行使することができる期間

本報道発表文は、当社の新株式発行及び転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同株式及び同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同株式及び同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同株式及び同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同株式及び同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目録見書が用いられます。なお、本件においては米国における同株式及び同社債の募集又は販売は行われません。

平成26年12月26日から平成29年11月28日まで（行使請求受付場所現地時間）とする。但し、①下記7（4）記載の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで（但し、下記7（4）（ハ）において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）、②下記7（5）記載の本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また③下記7（6）記載の本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、平成29年11月28日（行使請求受付場所現地時間）より後に本新株予約権を行使することはできない。

また、本新株予約権付社債の要項に従い、当社が組織再編等（下記7（4）（ニ）に定義する。以下同じ。）を行うために必要であると合理的に判断した場合、組織再編等の効力発生日の翌日から起算して14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日（又は当該暦日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日）が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日（以下、当社の定める基準日と併せて「株主確定日」と総称する。）の東京における2営業日前の日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における3営業日前の日）（同日を含む。）から当該株主確定日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日）（同日を含む。）までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する日本法、規制又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

(7) その他の新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

(8) 当社が組織再編等を行う場合の承継会社等による新株予約権の交付

(イ) 組織再編等が生じた場合、当社は、承継会社等（以下に定義する。）をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、(i) その時点で適用のある法律上実行可能であり、(ii) そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、(iii) 当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な（当社がこれを判断する。）費用（租税を含む。）を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本(イ)に記載の当社の努力義務は、当社が受託会社に対して下記7（4）（ニ）（b）記載の証明書を交付する場合、適用されない。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び／又は

本報道発表文は、当社の新株式発行及び転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同株式及び同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同株式及び同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同株式及び同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同株式及び同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同株式及び同社債の募集又は販売は行われません。

本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

(ロ) 上記(イ)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。

① 新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。

② 新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、承継会社等が当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記(i)又は(ii)に従う。なお、転換価額は上記6(4)(二)と同様の調整に服する。

(i) 合併、株式交換又は株式移転の場合、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付される場合は、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

(ii) 上記以外の組織再編等の場合、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日(場合によりその14日後以内の日)から、上記6(6)に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

⑥ その他の新株予約権の行使の条件

承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。

⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額と

本報道発表文は、当社の新株式発行及び転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同株式及び同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同株式及び同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同株式及び同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同株式及び同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同株式及び同社債の募集又は販売は行われません。

する。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

⑧ 組織再編等が生じた場合

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。

⑨ その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

(ハ) 当社は、上記(イ)の定めに従い本社債及び信託証書に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

(9) 新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率、払込金額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

7. 社債に関する事項

(1) 社債の総額

200億円及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を合計した額

(2) 社債の利率

本社債には利息は付さない。

(3) 満期償還

平成29年12月12日(償還期限)に本社債の額面金額の100%で償還する。

(4) 社債の繰上償還

(イ) 120%コールオプション条項による繰上償還

当社は、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、20連続取引日にわたり当該各取引日に適用のある上記6(4)記載の転換価格の120%以上であった場合、当該20連続取引日の末日から30日以内に本新株予約権付社債権者に対して45日以上60日以内の事前の通知(かかる通知は撤回することができない。)をしたうえで、平成28年3月11日以降、残存する本社債の全部(一部は不可)をその額面金額の100%の価額で繰上償還することができる。

(ロ) クリーンアップ条項による繰上償還

本(ロ)の繰上償還の通知を行う前のいずれかの時点において、残存する本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の10%を下回った場合、当社は、本新株予約権付社債権者に対して30日以上60日以内の事前の通知(かかる通知は撤回することができない。)をし

本報道発表文は、当社の新株式発行及び転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同株式及び同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同株式及び同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同株式及び同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同株式及び同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同株式及び同社債の募集又は販売は行われません。

たうえで、残存する本社債の全部(一部は不可)をその額面金額の100%の価額で繰上償還することができる。

(ハ) 税制変更による繰上償還

日本国の税制の変更等により、当社が本新株予約権付社債の要項に定める追加額の支払義務を負う旨及び当社が合理的な措置を講じてもかかる追加額の支払義務を回避することができない旨を受託会社に了解させた場合、当社は、本新株予約権付社債権者に対して30日以上60日以内の事前の通知(かかる通知は撤回することができない。)をしたうえで、残存する本社債の全部(一部は不可)をその額面金額の100%の価額で繰上償還することができる。但し、当社が当該追加額の支払義務を負うこととなる最初の日の90日前の日より前にかかる繰上償還の通知をしてはならない。

上記にかかわらず、かかる通知がなされた時点において、残存する本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の10%以上である場合、各本新株予約権付社債権者は、当社に対して当該償還日の20日前までに通知することにより、当該本新株予約権付社債権者の保有する本社債については繰上償還を受けないことを選択する権利を有する。この場合、当社は当該償還日後の当該本社債に関する支払につき本新株予約権付社債の要項に定める追加額の支払義務を負わず、当該償還日後の当該本社債に関する支払は本新株予約権付社債の要項に定める公租公課を源泉徴収又は控除したうえでなされる。

(ニ) 組織再編等による繰上償還

組織再編等(以下に定義する。)が生じたが、(a)上記6(8)(イ)記載の措置を講ずることができない場合、又は(b)承継会社等(上記6(8)(イ)に定義する。)が、当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書を当社が受託会社に対して交付した場合、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、東京における14営業日以上前に通知(かかる通知は撤回することができない。)したうえで、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、原則として、当該組織再編等の効力発生日までの日とする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、以下に述べる償還金額で繰上償還するものとする。

上記償還に適用される償還金額は、上記6(4)記載の転換価額の決定時点における金利、当社普通株式の株価、ボラティリティ及びその他の市場動向を勘案した当該償還時点における本新株予約権付社債の価値を反映する金額となるように、償還日及び本新株予約権付社債のボラティリティに応じて、一定の方式に従って算出されるものとする。かかる方式に従って算出される償還金額の最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の180%とする(但し、償還日が平成29年11月29日(同日を含む。)から平成29年12月11日(同日を含む。)までの間となる場合、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。)。かかる方式の詳細は、当社の代表取締役又は代理人が、当社取締役会の授権に基づき、上記6(4)記載の転換価額の決定と同時に決定する。

「組織再編等」とは、当社の株主総会(株主総会決議が不要な場合は、取締役会)において(i)

本報道発表文は、当社の新株式発行及び転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同株式及び同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同株式及び同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同株式及び同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同株式及び同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目録見書が用いられます。なお、本件においては米国における同株式及び同社債の募集又は販売は行われません。

当社と他の会社の合併(新設合併及び吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除く。以下同じ。)、(ii)資産譲渡(当社の資産の全部若しくは実質上全部の他の会社への売却若しくは移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当社の義務が相手先に移転される場合に限る。)、(iii)会社分割(新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当社の義務が分割先の会社に移転される場合に限る。)、(iv)株式交換若しくは株式移転(当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。以下同じ。)又は(v)その他の日本法上の会社再編手続で、これにより本社債及び／又は本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものの承認決議が採択されることをいう。

(ホ) 上場廃止等による繰上償還

(i)金融商品取引法に従って、当社以外の者(以下「公開買付者」という。)により当社普通株式の公開買付けが行われ、(ii)当社が、金融商品取引法に従って、当該公開買付けに賛同する意見を表明し、(iii)当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得の結果当社普通株式の上場が廃止される可能性があることを公開買付届出書等で公表又は容認し(但し、当社又は公開買付者が、当該取得後も当社が日本の上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。)、かつ、(iv)公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合、当社は、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日から14日以内に本新株予約権付社債権者に対して通知(かかる通知は撤回することができない。)したうえで、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該通知の日から東京における14営業日目を降30営業日目までのいずれかの日とする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、上記(二)記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額(その最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の180%とする。但し、償還日が平成29年11月29日(同日を含む。)から平成29年12月11日(同日を含む。)までの間となる場合、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。)で繰上償還するものとする。

上記にかかわらず、当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編等を生じさせる予定である旨を公開買付届出書等で公表した場合、本(ホ)記載の当社の償還義務は適用されない。但し、かかる組織再編等が当該取得日から60日以内に生じなかった場合、当社は、当該60日間の最終日から14日以内に本新株予約権付社債権者に対して通知(かかる通知は撤回することができない。)したうえで、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該通知の日から東京における14営業日目を降30営業日目までのいずれかの日とする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、上記償還金額で繰上償還するものとする。

当社が本(ホ)記載の償還義務と上記(二)記載の償還義務の両方を負うこととなる場合、上記(二)の手続が適用されるものとする。

本報道発表文は、当社の新株式発行及び転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同株式及び同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同株式及び同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同株式及び同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同株式及び同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同株式及び同社債の募集又は販売は行われません。

(へ) スクイズアウトによる繰上償還

当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合(以下「スクイズアウト事由」という。)、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、実務上可能な限り速やかに(但し、当該スクイズアウト事由の発生日から14日以内に)通知したうえで、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該スクイズアウト事由に係る当社普通株式の取得日より前で、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、上記(二)記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額(その最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の180%とする。但し、償還日が平成29年11月29日(同日を含む。)から平成29年12月11日(同日を含む。)までの間となる場合、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。)で繰上償還するものとする。

(ト) 当社が上記(イ)乃至(へ)のいずれかに基づく繰上償還の通知を行った場合、以後他の事由に基づく繰上償還の通知を行うことはできない(但し、上記(ハ)において繰上償還を受けないことが選択された本社債を除く。)

また、当社が上記(二)若しくは(へ)に基づき繰上償還の通知を行う義務が発生した場合又は上記(ホ)(i)乃至(iv)に規定される事由が発生した場合には、以後上記(イ)乃至(ハ)に基づく繰上償還の通知を行うことはできない。

(5) 買入消却

当社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有若しくは転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができる。また、当社の子会社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有若しくは転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債の消却のため当社に交付することができる。

(6) 期限の利益の喪失

本新株予約権付社債の要項で定める、本社債に関する支払遅延、信託証書又は本社債の規定の不履行又は不遵守、当社又はその主要子会社についての元本5億円以上の金銭債務若しくは保証債務の不履行、倒産手続きの開始、倒産若しくは解散の命令、解散の決議、支払停止、事業の停止、又は重要な財産に対する執行が生じた場合で、かつ、受託会社が、自らの裁量により又は残存する本社債の額面金額の総額の25%以上の本社債権者の書面による要請若しくは社債権者集会の特別決議に基づき、本新株予約権付社債の要項に定めるところにより、当社に対し本社債の期限の利益喪失の通知を行ったときには、信託証書の定めに従って、当社は、本社債につき期限の利益を失い、本社債の全部をその額面金額の100%に遅延利息を付して直ちに償還しなければならない。

本報道発表文は、当社の新株式発行及び転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同株式及び同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同株式及び同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同株式及び同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同株式及び同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同株式及び同社債の募集又は販売は行われません。

- (7) 新株予約権付社債の券面の様式
本新株予約権付社債については、記名式の新株予約権付社債券(以下「本新株予約権付社債券」という。)を発行するものとする。
- (8) 無記名式新株予約権付社債券への転換請求の制限
本新株予約権付社債券を無記名式とすることを請求することはできない。
- (9) 新株予約権付社債に係る支払・新株予約権行使請求受付代理人
Deutsche Bank AG, Hong Kong Branch
- (10) 新株予約権付社債に係る名簿管理人
Deutsche Bank Luxembourg S.A.
- (11) 社債の担保又は保証
本社債は、担保又は保証を付さないで発行される。
- (12) 財務上の特約
担保設定制限が付与される。
- (13) 取得格付
本新株予約権付社債に関して、格付を取得する予定はない。

- 8. 上場取引所
該当事項なし。

本報道発表文は、当社の新株式発行及び転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同株式及び同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同株式及び同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同株式及び同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同株式及び同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同株式及び同社債の募集又は販売は行われません。

【ご参考】

1. 今回の新株式発行による発行済株式総数の推移	
現在の発行済株式総数	94,638,000株（平成26年11月21日時点）
新株式発行による予定増加株式数	7,000,000株
新株式発行後の予定発行済株式総数	101,638,000株

（注）発行済株式総数は、普通株式及びB種類株式の合計株数を記載しております。なお、今回の海外募集により発行される新株式は普通株式のみであります。

2. 資金の使途

(1) 今回調達資金の使途

本海外募集に係る手取概算額合計410億円について、3年程度以内を目途とした短期的な事業戦略投資資金として、100億円をグローバル展開へ向けた国内外拠点の基盤整備資金に、50億円を医療・介護福祉ロボットや医療機器の生産拡充資金に、また、5年程度以内を目途とした中長期的な開発戦略投資資金として、200億円を革新的な医療機器や医療技術等のサイバニクス国際先進医療開発拠点の整備資金（国家戦略特区に指定されている神奈川県川崎市殿町国際戦略拠点（キングスカイフロント）の土地を取得するために借り入れた短期借入金30億円の返済を含む。）に、残額を最先端の技術や人材の獲得を目的とした資金に順次充当する予定です。

なお、本新株予約権付社債の額面総額200億円について、上記「本海外募集の特徴」に記載の通り、エスクロー契約を締結する予定であり、本新株予約権付社債の額面金額については、一定の条件を満たすまでの間、エスクローエージェントに開設する当社のエスクロー口座に保管されます。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える見通し

今期の業績予想に変更はありません。

3. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社グループは、ロボットスーツHALを中心としたサイバニクス技術を用いた製品及びサービスへの先行投資の段階にあり、研究開発活動を継続的に実施していく必要があります。また、財務体質の強化及び事業拡大のために当面は内部留保の充実に努める方針であります。しかしながら、株主に対する利益還元は重要な経営課題として認識しており、将来は経営成績及び財政状態を勘案しながら、利益配当も検討する所存です。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記「(1) 利益配分に関する基本方針」に記載のとおりです。

本報道発表文は、当社の新株式発行及び転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同株式及び同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同株式及び同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同株式及び同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同株式及び同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同株式及び同社債の募集又は販売は行われません。

(3) 内部留保資金の使途

上記「(1) 利益配分に関する基本方針」に記載のとおりです。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

当社グループは、過去3決算期間において、配当を行っておりません。

4. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報等

海外募集による転換社債型新株予約権付社債の発行により、潜在株式による希薄化が生じる見込みですが、転換価額が未定のため、算出しておりません。転換価額の確定後、お知らせいたします。

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

① エクイティ・ファイナンスの状況

年月日	増資額	増資後資本金	増資後資本準備金
平成26年3月26日	新規上場時一般募集 4,159,688千円	5,428,919千円	5,364,919千円
平成26年4月18日	新規上場時第三者割当増資 1,035,497千円	5,946,667千円	5,882,667千円

② 過去2決算期間及び直前の株価等の推移

	平成26年3月期	平成27年3月期
始 値	1,702円	1,560円
高 値	2,002円	4,265円
安 値	1,492円	990円
終 値	1,504円	3,435円

- (注) 1. 当社株式は、平成26年3月26日をもって株式会社東京証券取引所マザーズ市場に上場致しましたので、それ以前の株価及び株価収益率については記載しておりません。
2. 当社は、平成26年8月1日付で普通株式及びB種類株式のそれぞれにつき、1株につき5株の割合で株式分割を行っております。株価及び株価収益率につきましては、当該分割が上場時に行われたと仮定して算定しております。
3. 平成26年3月期の株価については、上場した平成26年3月26日より表示しております。
4. 平成27年3月期の株価については、平成26年11月25日現在で表示しております。
5. 株価は全て、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価です。

本報道発表文は、当社の新株式発行及び転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同株式及び同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同株式及び同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同株式及び同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同株式及び同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目録見書が用いられます。なお、本件においては米国における同株式及び同社債の募集又は販売は行われません。

(4) ロックアップについて

当社は、本海外募集に係る引受契約の締結日から払込期日後180日間を経過するまでの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、主幹事の事前の書面による承諾を受けることなく、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社株式を受領する権利を付与された有価証券の発行等（但し、本海外募集による新株式及び本新株予約権付社債の発行、本新株予約権付社債に付された新株予約権の行使、単元未満株主の売渡請求による自己株式の売渡し、株式分割、株式又は新株予約権の無償割当て、無償割当てに係る新株予約権の行使、その他日本法上の要請による場合を除く。）を行わない旨を合意しております。

また、大和ハウス工業株式会社、当社代表取締役社長である山海嘉之並びに山海嘉之が代表理事を務める一般財団法人山海健康財団及び一般財団法人山海科学技術振興財団は、ロックアップ期間中、主幹事の事前の書面による承諾を受けることなく、当社株式（B種類株式を含む。）の売却等（但し、下記記載の大和ハウス工業株式会社及び山海嘉之が行うドイツ証券株式会社に対する当社普通株式の貸借等を除く。）を行わない旨を合意しております。

なお、当社の株主である大和ハウス工業株式会社及び当社代表取締役である山海嘉之は、本新株予約権付社債の海外募集に係る引受人（主幹事）のグループ会社であるドイツ証券株式会社との間で当社普通株式の貸株契約を締結する予定です。

以 上

本報道発表文は、当社の新株式発行及び転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同株式及び同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同株式及び同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同株式及び同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同株式及び同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同株式及び同社債の募集又は販売は行われません。